

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(しじみがい)(オホーツク総合振興局管内の内水面)について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年12月22日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(しじみがい)	網内共第3号共同漁業権漁場区域	2月1日から12月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	41隻以内	総トン数15トン未満	1. オホーツク総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域内に対象とする魚種内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	随時	1. 許可の有効期間は、令和6年2月1日以前の許可は、令和6年2月1日から令和7年1月31日まで、令和6年2月2日以降の許可は、許可の日から令和7年1月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和6年2月1日以前の認可は、令和6年2月1日から令和6年7月31日まで、令和6年2月2日以降の認可は、認可の日から6ヶ月又は令和7年1月31日のいずれか早い日までとする。 3. 申請書の提出先は、オホーツク総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)しじみ以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (2)日没から日の出までの間(夜間)は、操業してはならない。 (3)知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	網内共第4号共同漁業権漁場区域						
同 上	網内共第3号共同漁業権漁場区域	同 上	15隻以内	総トン数15トン未満	同 上		
同 上	網内共第6号共同漁業権漁場区域	同 上	22隻以内	総トン数15トン未満	同 上		
同 上	網内共第8号共同漁業権漁場区域	同 上	10隻以内	総トン数5トン未満	同 上		